

青森県教育委員会第912回定例会会議録

1 期 日 令和7年1月8日（水）

2 開 会 午後2時30分

3 閉 会 午後2時45分

4 場 所 教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 青森県生涯学習審議会への諮問について

議案第1号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・原案決定

その他 県立盲学校及び黒石養護学校の移転時期について

その他 職員の懲戒処分状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小館生涯学習課長、山館文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

平間委員、中野委員

・書記

西智明、佐藤栞

7 議 事

報告第1号 青森県生涯学習審議会への諮問について

(小館生涯学習課長)

令和6年12月4日に開催した青森県生涯学習審議会において、教育長から同審議会会長に諮問書を提出したため、御報告するとともに、諮問書の内容について御説明する。

諮問は、「ふるさと青森を愛し、誇りに思う人づくりに向けた生涯学習・社会教育における推進方策について」とし、記載されている三つの事項を中心に審議いただくこととしている。

審議事項の一つ目は、「公民館等の社会教育施設におけるこどもたちの継続的な地域学習の推進について」である。幼少期からの年代に応じた地域学習の進め方、こどもたちの地域愛を育むための方策、地域の大人たちの学び・活動の成果をこどもたちの地域学習に生かすための方策について、審議いただく。

審議事項の二つ目は、「こどもたちの主体的な地域活動の促進について」である。地域の大人たちの関わりをさらに促進するための方策、地域活動に参加しやすくするための環境づくりについて、審議いただく。

審議事項の三つ目は、「地域に根付いた持続可能な取組にするための仕組みづくりについて」である。行政・教育機関・企業・NPO等の役割や相互に連携・協働するための方策、地域活動者や社会教育人財をさらに活用するための方策、地域活動の土台となる拠点づくりについて、審議いただく。

以上の三項目について、二年間審議していただき、答申を提出いただくこととしている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について

(小関教職員課長)

職員の勤務時間の割振りにフレックスタイム制を導入するため、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部が改正されたものである。この度の改正は、そのことに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要としては、フレックスタイム制の導入により、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることが可能となるが、この「週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」についても勤務時間条例等の定めるところによるものであることから、これを含めた表記として「週休日、勤務時間、休憩時間等」に改めるものである。

なお、この規則は、勤務時間条例の改正に合わせて、令和7年1月26日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

その他 県立盲学校及び黒石養護学校の移転時期について

(下山学校教育課長)

青森市矢田前にある県立盲学校については、校舎の老朽化対策として長寿命化改修工事を予定していたが、躯体の健全性に課題があり改築工事を行うこととなった。

一方、青森市安田にある青森聾学校は、在籍数が減少傾向にあるため、今後集団での学習活動や多様な学習形態の展開が困難になることや児童生徒の社会性・コミュニケーション能力の育成等に影響が生じることが懸念されたものである。

このため、異なる障がいのある子どもたちがともに学ぶことにより、一定規模の集団による多様な学習活動や障がい理解の促進などの教育的効果のほか、教職員の専門性の向上も期待されることから、県立盲学校を青森聾学校敷地へ移転することとし、同一の校舎に盲学校と聾学校の２校を併設した学校とする改築工事を行うこととしたものである。

校舎の改築工事は、昨年１２月から令和８年１１月までの予定となっており、その後の移転準備期間等を見込んで、移転の時期を令和９年４月１日とするものである。

次に、黒石養護学校も校舎の老朽化対策が必要となっていたが、黒石市温湯に位置し学校前の通学路が急な坂道で狭いため、スクールバスが運行できないことや安全面に課題があったものである。

また、このようなことから、黒石市や特別支援学校ＰＴＡ連合会から市街地への移転を要望されていた。市街地へ移転することは、通学の負担軽減や安全性の向上のほか、教育的効果も期待できると考えられることから、閉校した旧黒石商業高等学校の校舎を利活用し、移転することとしたものである。

校舎の改修工事は、昨年１１月から令和８年８月までの予定となっており、その後の移転準備期間等を見込んで、移転の時期を令和９年４月１日とするものである。

(安田委員)

閉校となった学校の校舎が学校として利活用されるということは大変喜ばしいことである。学校が廃校になるということは残念な話にもなるが、移転することで児童生徒たちが良い環境で学習できるようになると思われる。

改修改築工事をスムーズに行い、児童生徒がより一層頑張っていけることを期待している。

(中野委員)

黒石養護学校が市街地へ移転するとの報告であったが、これはインクルーシブ社会の構築としても非常に意味がある。青森県の特別支援学校は市街地から離れた場所にある学校が多い。こういった機会を活用して市街地へ移転し、インクルーシブ社会の構築に貢献していただきたいと思う。

旧岩木高校へ弘前第一養護学校の高等部が移転した。このように市街地に移転することで交流の機会が増えると思われるため、今後も市街地への移転をぜひ進めていただきたい。

(平間委員)

八戸市でも旧八戸南高校の敷地へ八戸高等支援学校が設置されたことで利活用がうまく

いている。

また、地域と一体になった非常に良い教育が行われていると思っている。

ただ移転となれば、保護者や児童生徒が交通の便等で不安に感じることを考えられるため、同時進行で移転後のこどもたちの安心と安全を確保できるような取組をお願いしたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ県立盲学校及び黒石養護学校の移転時期については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(小関教職員課長)

12月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きい事案である事案3及び4について、その概要を御説明する。

事案3及び4は、中南地域の小学校において、令和5年度に、給食費を含む学校徴収金が納入される口座から1,390,000円が不正に引き出され、使途不明となっているほか、職員から徴収した給食費151,336円が使途不明となっているものである。

このことについての監督責任として、同校校長及び教頭に対して、減給2月の懲戒処分を行ったものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。